

修学上の配慮の概要と実施までの流れについて

大学における修学上の配慮は、「合理的配慮」という考え方に基づいて実施されています。「合理的配慮」とは、障害や疾病等の理由によって様々な活動への参加が困難な学生に対し、大学が過重な負担にならない程度において、その障壁（バリア）となっているものを除去したり、代替手段や支援を提供することによって、他の学生と同等の機会を得られるようにすることをいいます。またその内容は、学生本人が申し出た支援内容、学生本人の特性や状況、支援を実施する大学・学部等における体制を踏まえて、総合的に判断されます。

修学上の配慮を実施するまでの流れ



1. 窓口に相談

障害や疾患、困っていること、希望する配慮等について、障害学生支援センターまたは所属学部・研究科の教職員に相談します。



2. 合理的配慮申請書の作成・提出

相談結果に基づきながら、合理的配慮の申請書を作成し、所属学部・研究科に提出します。学期の始め（前期は4月・後期は10月）から支援を希望する場合は、およそ1ヶ月前（前期の配慮は2月下旬～3月上旬・後期の配慮は8月下旬～9月上旬）を目安に申請書を提出してください。



3. 配慮内容に関する合同面談の実施

学生本人の配慮の申出をスタートとし、配慮に関わる関係者が出席する合同面談を行います。この合同面談によって、具体的な配慮内容に関する方針や情報共有の範囲などが検討、共有されます。その後、大学内の協議を経て内容が決定されます。



4. 配慮の開始

決定された配慮内容は、各授業の担当教員に配慮依頼文を通して伝達されます。それに基づいて、授業上の配慮が実施されます。ただし、具体的にどのような配慮を行うかは授業によって異なる可能性があるため、前期・後期の授業開始後なるべく早い段階で担当教員に確認し、具体的な配慮について話し合いましょう。

その他留意事項

- ・学生の個人情報は、大学内の協議で判断された範囲において学内外の関係者と共有します。
- ・一度決定された配慮内容であっても、その後の大学生活の状況に応じて変更、調整が可能です。変更をご希望される場合は、各種相談窓口にご相談ください。